親密な「つながり」をめぐる憲法問題

浅　田　訓　永

Constitutional issues regarding an intimate “tsunagari”

Norihisa　ASADA

研究紀要　第23号　別刷（2022年３月）
中部学院大学・中部学院大学短期大学部

Reprinted from THE JOURNAL of
CHUBU GAKUIN UNIVERSITY, CHUBU GAKUIN COLLEGE
No.23 : 101－111（March 2022）
SEKI, GIFU, JAPAN

中部学院大学・中部学院大学短期大学部　研究紀要第23号（2022）101－111

研究ノート

親密な「つながり」をめぐる憲法問題

Constitutional issues regarding an intimate “tsunagari”

浅　田　訓　永
Norihisa　ASADA

抄録：本稿の目的は、親密な「つながり」をめぐる憲法問題について概観することである。憲法が保障する人と人の「つながり」には、親密な「つながり」（夫婦、家族）、精神的な「つながり」（宗教団体、集会、結社）、労働者の「つながり」（労働組合）等がある。ここでは、親密な「つながり」をめぐる憲法問題－異性間の「つながり」、同性間の「つながり」、親子の「つながり」をめぐる問題－をとりあげ、コメントを行う。最後に、親密な「つながり」をめぐる憲法問題に対する２つのアプローチに触れ、法の下の平等の積極的活用が有益であることを指摘する。

キーワード：親密な「つながり」、異性間の「つながり」、同性間の「つながり」、親子の「つながり」、憲法

Ⅰ．はじめに

本稿は、親密な「つながり」をめぐる憲法問題について、概観しようとするものである。

１．憲法が保障する人と人の「つながり」

寺田逸郎・元最高裁判所長官は、夫婦別姓訴訟における最高裁判決の補足意見で「人同士がどうつながりを持って暮らし、生きていくかは、その人たちが自由に決められて然るべき事柄である」[1)]とした。

ここでいう「人同士」の「つながり」は、憲法上どのようなかたちで保障されているのであろうか。憲法の条文をみると、①24条及び13条で親密な「つながり」（夫婦、家族）、②20条及び21条で精神的な「つながり」（宗教団体、集会、結社）、③28条で労働者の「つながり」（団結権）が保障されている。

２．本稿の検討対象

本稿では、①を検討対象としてとりあげる。それは、主に次のような理由による。

第一は、①が②③のような「何らかの共通の目的ないし利益を追求するために、意識的に組織された結合体の１つとは言え」ず、「性質をまったく異にしている」[2)]からである。すなわち、①は、②③とは違い、「両当事者の終生的共同生活を目的とする結合として社会で自生的に成立し一定の方式を伴って社会的に認められた人間の営み」[3)]なのである。

第二は、「従来に比べて圧倒的に、憲法学において家族を論じることへの関心が高まっている」[4)]ことによる。その背景には、近年の夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟などにおいて、憲法判断が行われていることをあげうる。これらの訴訟では、夫婦別姓カップルや同性愛者カップルが法律上の夫婦として認められないことが憲法上問題とされている。

さらに最近では、離婚した夫婦とその子どもの法的関係が憲法上問題とされ、訴訟が提起されるに至っている。現行法上、婚姻中の夫婦の子どもの親権は共同で行使することになっている（共同親権）が、離婚した場合はどちらか一方の親権となる（単独親権）。この単独親権制度については、「憲法の視点から本格的に検討してこなかった」[5)]と指摘されている。

３．分析の視点

このように「今、家族をとりまく法的問題が、かなりの深刻さで危機的な状況を迎えている」[6)]といわれるなかで、同問題に対する近年の裁判例について整理しておくことには一定の意味があるように思われる。

一般に、「人間の多くは、何かしらintimateな共同体を作るもの」[7)]といわれるが、その典型は夫婦や親子であろう[8)]。上述の寺田・元最高裁長官は、「嫡出である子は、父母の氏を称する」と規定する民法790条１項は「まさに夫婦それぞれと等しく同じ氏を称するほどのつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられている」と述べる一方で、「家族の法律関係においても、人々が求めるつながりが多様化するにつれて規格化された仕組みを窮屈に受け止める傾向が出てくること」を指摘している。これらからも、「intimateな共同体」である夫婦や親子の「つながり」が１つのキーワードになっていることがわかる。

そこで、本稿では、上記の「intimateな」・「つながり」を綴りあわせ、親密な「つながり」という視点[9)]から、

スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科

夫婦や親子関係における法的な「つながり」をめぐる憲法問題について概観することにしたい。具体的には、親密な「つながり」の憲法的保障を概観したうえで（Ⅱ）、親密な「つながり」の法的否定をめぐる裁判例について整理し（Ⅲ～Ⅵ）、最後に親密な「つながり」をめぐる憲法問題に対するアプローチについて若干のコメントを行うことにしたい（Ⅶ）。

Ⅱ．親密な「つながり」の憲法的保障

親密な「つながり」には、①異性間の「つながり」、②同性間の「つながり」、③親子の「つながり」がある。

１．異性間の「つながり」の憲法的保障

憲法24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定している[10)]。

憲法24条は、異性間の「つながり」、すなわち、男女の婚姻を次のように保障している[11)]。

第一は、婚姻の自由である。同自由は婚姻をする・しないという選択の自由である。「婚姻は、その後の生活と人生を共にすべき伴侶に関する選択であり、個人の幸福追求について自ら行う意思決定の中でも最も重要なものの１つである」[12)]。このような婚姻を選択した男女には、法的な「つながり」が開始したと認められる。

第二は、離婚の自由である。同自由は、「両性の合意のみに基いて成立」した婚姻関係を解消する自由である。離婚を選択することにより、法的な「つながり」が終了したと認められる。

なお、婚姻外の男女の「つながり」は、法的には認められていないが、憲法13条後段（「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」）を根拠とする「新しい人権」としての「親密な人的結合の自由」（「個人が他の個人との間で行う親密な交わり・人的結合が、公権力によって妨げられない権利」）で保障されると解される[13)]。

２．同性間の「つながり」の憲法的保障

それでは、憲法24条は、同性間の「つながり」、すなわち、男性同士・女性同士の「婚姻」を認めているのであろうか。

憲法24条の「婚姻」という文言は「異性婚」、同条の「両性」という文言は「異性間」に限定されると解されている[14)]。すなわち、同条の「婚姻〔異性婚〕は、両性〔男女〕の合意のみに基いて成立」するということである。

しかし、憲法24条は「同性婚に法律婚としての地位を与えることが要請されていないということにとどまる」もので、「同性婚に法律婚としての地位を与えるかどうかは、法律に委ねられている」[15)]と解されている。この点、最高裁判所は、同条は婚姻が「当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべき」[16)]ことを規定したものとする。ここでは「当事者間の自由かつ平等な意思決定」という文言が用いられ、同条の「両性の合意」という文言が用いられていないことから、同性婚が同条で保障されることに「含みを残す」[17)]と解することもできる。もっとも、同性間の「つながり」自体は、憲法13条後段を根拠とする「親密な人的結合の自由」で保障されると解される[18)]。

なお、性同一性障害により、戸籍上の性別を女性から男性に変更した者は異性である女性と、戸籍上の性別を男性から女性に変更した者は異性である男性と婚姻をすることができる。それゆえ、「身体的性別（生物学的性別）からすると同性だが同性婚ではない」[19)]。

３．親子の「つながり」の憲法的保障

異性間の「つながり」（①）、同性間の「つながり」（②）、親子の「つながり」（③）には、選択の自由を内実とするもの・しないものがある。「時間軸からみれば、婚姻による水平の関係と、親子という垂直の関係がある」[20)]。「婚姻による水平の関係である」①②は当事者同士で自由に選択できる。しかし、「親子という垂直の関係」である③は、子どもの側からみると、親を自由に選択できない。子どもの出生は、男女による親密な「つながり」、その中核は性的結合・性的交わりの所産であり、子どもの選択の結果ではない[21)]。

子どもは、「将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるため」[22)]、「他者に依存して生活せざるを得ない」[23)]存在である。このような子どもの誕生に直接関与した男女には、「その子どもを養教育する自然的義務が課せられる」[24)]。この点、最高裁判所は、「親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有する」[25)]とする。同自由の根拠条文は述べられていないが、学説上は、憲法13条後段を根拠とする「親による子どもの自律的養教育権」[26)]・「親の子どもを養教育する自由」[27)]又は憲法26条１項を根拠とする「親の教育する権利」[28)]等に分かれている[29)]。

Ⅲ．異性間の「つながり」をめぐって

異性間での「つながり」とは男女のカップルであるが、このカップルが婚姻をする際に問題となるのが「氏」である。

民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、民法739条１項は「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と規定している。そして、戸籍

法74条１号は、「婚姻をしようとする者は」「夫婦が称する氏」を「届書に記載して、その旨を届け出なければならない」と規定している。これらの条文で規定された夫婦同氏制により、夫婦同氏を選択しないカップル、すなわち、夫婦別姓を選択するカップルは、法律上の夫婦とは認められない。

１．2015年・最高裁判決

最高裁判所は、２度にわたり、夫婦同氏制が憲法に違反しないとした[30)]。2015年の最高裁判決のなかで、「つながり」に関連する部分を抽出すると、次の４点となる。

①「夫婦及びその間の未婚の子や養親子が同一の氏を称するとすることにより、社会の構成要素である家族の呼称としての意義があるとの理解を示しているものといえる」。

②「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから、このように個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性があるといえる」。

③「夫婦が同一の氏を称することは」②の「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している」。

④「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義」がある。

2021年の最高裁決定は、夫婦同氏制が憲法に違反しないことは2015年の最高裁判決の「趣旨に徴して明らかである」とした。

２．評価

現行法は、夫婦別姓による「つながり」を禁圧しているわけではないが、法律上の夫婦とは認めていない。最高裁によれば、法律上の夫婦（夫婦同氏カップル）には、外面的にも（上記①②③）、内面的にも（上記④）「つながり」がある。

しかし、③に対しては「現実の社会において、家族として生活を営む集団の身分関係が極めて多様化している」こと、④に対しては「各家族の実情に応じ、その構成員の意思に委ねることができ、むしろそれがふさわしい性質のものであって、家族の在り方の多様化を前提に」すれば、夫婦同氏制の「例外を許さないことの合理的な根拠を説明することが難しくなっている」と指摘されている[31)]。これらは、夫婦や家族の「つながり」の多様化を指摘しているものといえよう。

親密な「つながり」という点では、夫婦別姓カップルも夫婦同氏カップルと何ら変わることはない。それゆえ、夫婦同氏制を憲法13条前段の「個人の尊重」と憲法24条２項の「個人の尊厳」からみたとき、「（女性であれ男性であれ）かけがえのない個人の生き方の多様性の尊重の原理」[32)]、すなわち、異性間の「つながり」の多様性の尊重という視点が重要であるように思われる。この点、「世界的に見て夫婦同氏を義務付けている国は我が国だけである」[33)]という状況に鑑みれば、「夫婦及びその間の未婚の子や養親子が同一の氏を称する」（①）ことにより「社会の自然かつ基礎的な集団単位である」（②）家族像を「最高裁があえて書き込んだ意図が問われる」[34)]という指摘は確認されておいてよい[35)]。

Ⅳ．同性間の「つながり」をめぐって

Ⅲでみたように、民法及び戸籍法は、婚姻の当事者を「夫婦」としている。そのため、「夫夫、妻妻は婚姻の当事者とはなり得ない」[36)]。それでは、男性同士・女性同士の法的「つながり」、同性婚を認めない現行法は憲法上どのように評価されるべきか。

１．2021年・札幌地裁判決

2021年、札幌地方裁判所は、同性婚を希望するカップルに法律上の婚姻の効果を認めないことは憲法14条の法の下の平等に違反するとした[37)]。札幌地裁判決のなかで、「つながり」に関連する部分を抽出すると、次の５点となる。

①憲法24条にいう「両性」・「夫婦」は、「異性同士である男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、同条は、異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるものではない」。同条の「婚姻」とは「異性婚」を指す。

②「異性愛者のカップルは、婚姻することにより婚姻によって生じる法的効果を享受するか、婚姻せずそのような法的効果を受けないかを選択することができるが、同性愛者のカップルは、婚姻を欲したとしても婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受することはできない。」

③同性婚を認めていない現行法は、「子の有無、子をつくる意思・能力の有無にかかわらず、夫婦の共同生活の保護も」「重要な目的」としている。

④「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるが、異性愛と同性愛の差異は性的指向の違いのみであることからすれば、同性愛者であっても、その性的指向と合致する同性との間で、婚姻している異性同士と同様、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができると解される」。

⑤「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない」。

２．評価

本判決は、同性間の法的「つながり」を否定する現行法の諸規定を「初めて違憲と判断された画期的な判決である」[38)]。現行法は、同性カップルの「つながり」を禁圧しているわけではないが、法律上の夫婦とは認めていない。札幌地裁は、憲法24条１項の「婚姻」とは「異性

婚のこと」であるとし（①）、ここでの問題を異性間カップルと同性間カップルの区別の問題として取り扱った（②）。親密な「つながり」という点では、同性間カップルも異性間カップルと何ら変わることはない。すなわち、③④で示されているように、「婚姻と生殖・子どもの養育は必ずしも関係するものではないということ」、「同性愛者も異性愛者と同じように婚姻生活を送ることができる」[39]。札幌地裁は、この点を「強調」し、「同性カップルに『一切の』法的保護が否定されていることが」法の下の平等に違反する（⑤）とした[40]。控訴審での判断が注目される。

現在、条例又は要綱により、同性間の「つながり」が公的に認められるようになってきている。たとえば、2015年の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」による「パートナーシップ証明書」、2021年の兵庫県「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱」による「パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」などがそれにあたる。渋谷区の条例は同性愛者カップルの「つながり」を公的に認めるものであり、渋谷区と同様の条例又は要綱が2021年10月現在で130の地方公共団体で導入されている[41]。明石市の要綱は同性愛者カップルと同居している未成年者の「つながり」を公的に認めるものであり、明石市と同様の内規は2021年12月現在で11の地方公共団体で導入されている[42]。

Ⅴ．離婚した夫婦とその子どもの「つながり」をめぐって－共同親権から単独親権へ－

上述のように、親密な「つながり」には、①異性間での「つながり」、②同性間での「つながり」、③親子の「つながり」をあげることができる。①②で問題となった婚姻外の男女の「つながり」や同性間の「つながり」は法的には承認されていないが、それぞれの「つながり」自体は否定されているわけではなかった。しかし、ここでとりあげる③をめぐる問題では、離婚した夫婦の一方（非親権者・別居親）とその子どもの「つながり」自体が否定されている[43]。ここでは、単独親権の問題をとりあげる。

1．共同親権

上述の夫婦別姓訴訟における2015年の最高裁判決は、「婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となる」と述べた。ここでいう「共同親権」とは何か。

民法818条１項は「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と規定し[44]、民法820条は「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定している。すなわち、親権とは、「成年に達しない子の監護及び教育」を主たる内容とし、その他には、離婚後の子どもの居所指定権[45]、懲戒権[46]、職業許可権[47]、財産管理権と代表権[48]などがある。これらの親権は、憲法13条後段を根拠とする「親による子どもの自律的養教育権」[49]や「親が子どもを養教育する自由」[50]、憲法26条１項を根拠とする「親の教育する権利」[51]、又は憲法24条２項の「婚姻及び家族に関するその他の事項」[52]を具体化したものと位置づけられる。

民法818条３項は、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う」と規定している。これが共同親権である。

2．協議離婚による単独親権

民法819条１項は、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」と規定している[53]。同条１項により、父母が離婚した場合は、父母の子どもの親権は共同（親権）ではなく、どちらか一方のみの親権と変わる。これを単独親権という。厚生労働省の人口動態統計[54]によれば、2020年の離婚件数は19万3,253件、親権を行う子どもがいる件数は11万1,335件、その子どもの数は19万4,129人となっている。

このように、父母の「つながり」の法的解消（協議離婚）により、父又は母と子の「つながり」も法的に解消され、いずれか一方の単独親権となる。

3．裁判上の離婚による単独親権

民法819条２項は、「裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める」と規定している。裁判上の離婚の場合も、父又は母と子の法的「つながり」は解消され、いずれか一方の単独親権となる。父又は母（非親権者・別居親）と子の「つながり」の否定は、憲法的にどのように評価されるべきであろうか。

最近、民法819条２項が憲法に違反することが明白であるにもかかわらず、同条２項の改廃措置をとらない立法府の不作為が国家賠償法１条１項[55]違反であるという裁判が提起された。

東京地方裁判所は、民法819条２項が憲法に違反しないとした[56]。東京地裁判決のなかで、「つながり」に関連する部分を抽出すると、次の７点になる。

①親権は、「子のための利他的な権限であり、その行使をするか否かについての自由がない特殊な法的な地位であ」り、憲法で保障された諸権利とは「本質を異にする」。

②「親権制度の法整備」は、憲法24条２項の「婚姻及び家族に関するその他の事項」に含まれ、国会に裁量権がある。

③「親及び子は、子が親から養育を受け、又はこれをすることについてそれぞれ家族の根幹に関わる人格的な利益を有す」[57]る。②の「親権制度の法整備」にあたっては、この「人格的な利益をいたずらに害することがないよう」に、憲法24条２項は「国会に与えられた裁量権の限界を画すもの」である。

④③の「人格的な利益」は民法819条２項により「親権を失い、子の監護及び教育をする権利を失うことによ

り、一定の範囲で制約され得ることとなるが、親である父と母が離婚をし、その一方が親権者とされた場合であっても、他方の親（非親権者）と子の間も親子であることに変わりがなく、当該人格的な利益は、他方の親（非親権者）にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」[58]。

⑤民法819条２項の「趣旨」は、「離婚した父母が通常別居することとなり、また、父母の人間関係も必ずしも良好なものではない」ことから、「父母が離婚をして別居した場合であっても」、「子の利益のために実効的に親権を行使することができるように、その一方のみを親権者と指定することを定めるとともに、裁判所が後見的な立場から親権者として相対的な適格性を判断することを定める点にある」。それゆえ、同条２項の「目的は、適格性を有する親権者が、実効的に親権を行使することにより、一般的な観点からする子の利益の最大化を図る点にある」。

⑥⑤の「子の利益を損なうという事態が生じる」ことを「回避するため、父母のうち相対的に適格性がある者を司法機関である裁判所において子の利益の観点から判断し、親権者に指定する」民法819条２項は、⑤の「目的との関係で合理的な関連性を有す」る。

⑦民法819条２項が「離婚をした父又は母の一方の親権を失わせ、親権者に指定されなかった父又は母及び子のそれぞれの人格的な利益を損なうことがあり得るとしても、一般的に考えられる子の利益の観点からすれば、そのことはなおやむを得ないものと評価せざるを得ない」。

４．共同親権か、単独親権か

民法819条２項の合憲性に関する「初の司法判断として注目された」[59]東京地裁判決については、次の点を指摘しうる。

第一に、親権の法的性質である。東京地裁判決は、(共同) 親権の否定を「親による子どもの自律的養教育権」[60]や「親の子どもを養教育する自由」[61]又は「親の教育する権利」[62]という「憲法上の権利侵害の構成ではなく」[63]（①)、憲法24条２項の「婚姻及び家族に関するその他の事項」の問題である[64]とした（②)。

第二に、親権と③の「人格的な利益」の関係である。東京地裁判決によれば、この「人格的な利益」は、「離婚に伴う親権者の指定によって親権を失い」、「一定の範囲内で制約され得る」。しかし、離婚により、夫婦関係が終了しても、親子関係が終了するわけではない。④はこのことを指摘している。すなわち、父母の法的「つながり」の解消は、必ずしも父又は母（非親権者・別居親）と子の法的「つながり」の解消にならないということである。この点、離婚後の子どもの「監護」は、厳密にいうと、単独親権ではない。民法766条１項は、「父母が協議上の離婚をするときは」「子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める」と規定している。すなわち、民法は、離婚後の子どもの「監護」については「ある意味『共同親権制度』を取り入れている」[65]。なお、同条１項は、裁判上の離婚にも準用される（民法771条)。

第三に、「子の利益」（⑤⑥⑦）である。ここでいう「子の利益」は、現行の単独親権制度のもとで達成されているかどうか、逆に、離婚後も共同親権制度を維持すれば達成されるのかどうか、「それぞれの家族の状態や個々の子により異なってくる」[66]ように思われる。また、裁判所は「子の利益」のために「相対的に適格性のある」親権者を指定するが（⑤⑥)、親権者に指定されなかった親は「親として不適格と認定されるわけではないのに」、「親権を奪われるという重大な不利益を受けてしまう」[67]。それゆえ、「子の利益を根拠に、単独親権の存在理由を説明することはできない」[68]のではなかろうか。

第四に、単独親権の問題のとらえ方である。単独親権は、協議上の離婚又は裁判上の離婚による父又は母（非親権者・別居親）の「つながり」の問題だけにとどまらない。婚姻関係にない父母の子ども（非嫡出子)、同性カップルの養子の親権もまた単独親権であり、共同親権が認められていない[69]。単独親権の問題には、婚姻関係にない父母の子ども（非嫡出子)、同性カップルの養子の単独親権の問題が含まれていることを忘れてはならない[70]。

Ⅵ．離婚した夫婦とその子どもの「つながり」をめぐって－「面会交流権」－

離婚した夫婦の一方（非親権者・別居親）とその子どもの「つながり」自体が否定されているもう１つの例として、面会交流の問題がある。現行の離婚後の単独親権制度において、非親権者・別居親と子どもの「つながり」の「唯一の手段」[71]が面会交流といわれる。

１．面会交流とは

民法766条１項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と規定している。同条１項は、裁判上の離婚にも準用される（民法771条)。

民法766条１項にいう「父又は母と子との面会及びその他の交流」（以下、面会交流とする）とは、非親権者が「子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること」[72]を指す。

２．面会交流の現状

厚生労働省の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」[73]によれば、母子世帯の母の面会交流の実施状況は、総数1,817件のうち、①現在も面会交流を行って

いるのが541件（29.8％）、②面会交流を行ったことがあるのが347件（19.1％）、③面会交流を行ったことがないのが842件（46.3％）、④不詳が87件（4.8％）であった。それに対して、父子世帯の父の面会交流の実施状況は、総数308件のうち、①が140件（45.5％）、②が50件（16.2％）、③が101件（32.8％）、④不詳が17件（5.5％）であった。

３．子どもの権利委員会の勧告

面会交流の上述の現状を踏まえ、2019年、国連子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child）は、総括所見パラ27bにおいて、「子どもの最善の利益である場合」、「離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、別居親との人的関係及び直接の接触を維持するための子どもの権利が定期的に行使できることを確保する」[74]ための措置を講じるよう日本に勧告した。

４．「面会交流権」立法不作為違憲訴訟

こうしたなかで、離婚した父又は母（非親権者・別居親）と子どもの「面会交流権」が憲法で保障されているにもかかわらず、それを具体化する立法措置を講じなかったことは国家賠償法１条１項上の違法な行為に該当するとして裁判が提起された。

東京地方裁判所は、別居親の面会交流権が憲法上保障された権利であるということはできないとした[75]。東京地裁判決のなかで、「つながり」に関連する部分を抽出すると、次の２点になる。

①「面会交流の問題は、両親の別居等という社会的な事実を前提として発生し、両親の間で子の養育に関する意見が対立し、かつ、別居等自体に伴う感情的な相克や相互不信が存在する中で発生する問題であ」る。

②①の「対立構造の中で、別居親による面会交流を、どのような内容（頻度・時間・場所等）で、どのような方法により実現すべきかは、当該子及び両親の具体的な状況等により異なり、特に、子の利益（民法766条１項）又は福祉が優先して検討されるべきであり、その観点から」「別居親において、面会交流について〔親としてのアイデンティティを確立するという〕人格的な利益を有することを前提としても、その具体的な内容を特定することは困難というほかない」。

東京高等裁判所は、東京地裁判決の結論を是認して、別居親の面会交流権が憲法で保障された権利とは認められないとした[76]。

５．評価

東京地裁判決及び東京高裁判決については、次の点を指摘しうる。

第一に、「面会交流権」の主体である。本件の場合は非親権者・別居親であったが、最近では子ども・祖父母が原告になり、同様の訴訟が提起されるに至っている[77]。①で指摘された面会交流の問題は、非親権者・別居親が子どもと面会交流する権利の問題にはとどまらない。それゆえ、「面会交流権」を考えるにあたっては、面会交流を求める「権利」の主体（非親権者・別居親なのか、子どもなのか）を明確にして論じる必要がある[78]。

第二に、第一の点を前提にすれば、「面会交流権」は、非親権者と子どもの観点からの検討が必要ということである。「面会交流権」は、非親権者又は子どもに対する「強制権」であってはならない。双方が面会を希望するにもかかわらず、その面会が否定されている、この脈絡での「面会交流権」でなければならない。それゆえ、「子の福祉を犠牲にして、親の感情的満足のために」、「面会交流のありようを決定してはならない」[79]。

第三に、第二の点に基づいた「面会交流権」は、非親権者と子どもの「つながり」という「最低限の要求であり、親の愛情、親子の関係を事実上保障する最後のきずな」[80]であろう。そうであれば、「面会交流権」を「全面的に否定するためには、やむにやまれざる否定事由の存在を示すことが必要」[81]である。

上記３点に留意すれば、「面会交流権」の「具体的な内容を特定することは困難という」東京地裁判決の指摘は問題があるように思われる[82]。

なお、「面会交流権」の実現に向けて、「親子断絶防止法」の制定に向けた準備が数年前からなされているが、成立には至っていない[83]。

Ⅶ．むすびに代えて

以上、本稿では、親密な「つながり」という視点から、①異性間の「つながり」、②同性間の「つながり」、③親子の「つながり」をめぐる憲法問題について概観してきた。あくまでも、同問題の側面の点描、素描にとどまるものであった。①②③に関する裁判例から、裁判所は、法律上の夫婦と家族の（法的）「つながり」を保護し、それ以外の「つながり」を選択する自由は認めても、法的な「つながり」があるとは認めない方向を示しているようである。

①②③をめぐる憲法問題に対しては、主に２つのアプローチが考えられる。

１つは憲法14条の「法の下の平等」である。①②は当事者の「つながり」を自由に保障しているが、「つながり」の法的効果という点では区別されている（夫婦同氏カップルと夫婦別姓カップル、異性婚カップルと同性婚カップル）。すなわち、夫婦別姓カップルと同性婚カップルは、「法律婚の効果の享受という点で、大きな不平等」[84]をうけているのである。同性婚訴訟における札幌地裁判決は、まさにこの点を問題にしたのである。③については、夫婦同氏カップルの離婚による親子関係の問題（単独親権）がクローズアップされているが、上述のように、夫婦別姓カップルや同性カップルの親子関係も同じ問題がある（単独親権である）ことに注意すべきである。相互の「つながり」が良好な夫婦別姓カップルや同性カップルには、夫婦同氏カップルで認められている共同親権が

与えられていないのである。こうした区別もまた、憲法14条の「法の下の平等」の問題として考えるべきである。

もう１つは、「契約的家族観」という考え方である。これは、「家族形成を契約自由の原則に委ねる」[85]というものである。これにより、「パートナーの選択も無制限に自由」となり、法律の役割はパートナーで「締結された契約をエンフォースすることに止まる」[86]。この考え方によれば、「当事者間の自由な合意だけに委ねることが本来的に不可能な事項を除いて、民法第四編〔親族〕、第五編〔相続〕はなくなることになる」[87]。「契約的家族観」アプローチは、①②をめぐる問題がすべて契約で決められるので、上述のような憲法問題が生じることはない。①②の多様な「つながり」が契約により認められることになる。これが「契約的家族観の必然的な帰結である」[88]。

ただし、このアプローチは、契約を自分一人で行うことができる成年者を「前提にした議論であるから、未成年の子の監護・扶養」などの「問題は法律の規定によって解決するしかない」[89]。それゆえ、③については、「契約的家族観」アプローチが妥当しない。

このようにみると、「契約的家族観」は「ものの見方・考え方のレベルとしては示唆的」[90]であるが、①②③をめぐる問題について憲法解釈論的に考えるという点では、憲法14条の「法の下の平等」アプローチを積極的に活用することが有用であるように思われる[91]。

①②③の裁判例から明らかなように、それぞれの「つながり」は多様化している。このような傾向がますます進んでいくと予想される状況のなかで、裁判所は、「かけがえのない個人の生き方の多様性の尊重の原理」[92]（憲法13条前段の「個人の尊重」と憲法24条２項の「個人の尊厳」）に照らして、親密な「つながり」の多様性を認めていくことになるのか、それとも、法の下の平等または自由の制約の問題[93]として考えていくことになるのか、注目されるところである。

注

1）最大判・平成27年12月16日・民集69巻８号2586頁。
2）初宿・285頁。
3）最大決・令和３年６月23日・裁判所時報1770号３頁（宮崎裕子裁判官及び宇賀克也裁判官の反対意見）。
4）田代2019・221頁。
5）井上2021a・99頁。
6）駒村2021・96頁。
7）安念1993・51頁。
8）佐々木・177-178頁。
9）髙井262頁は、「人と人との結びつきのあり方に関わる諸価値を、仮に、①associationalな価値、②communalな価値、③relationalな価値、に区別して」整理されている。①は「自律的諸個人の自由意思による結合」、②は「中世封建社会におけるように個人が完全に自律的ではなく、共同体に埋め込まれている状況」、③は「近代社会の家族内部の価値」、すなわち家族内の「相互依存性（関係性）」であるとする。親密な「つながり」は基本的には①に相当するものである。なお、糖塚2020・51頁以下を参照。
10）憲法24条論の概略については、曽我部・100頁以下を参照。
11）米沢1992・290-291頁参照。
12）最大決・令和３年６月23日・裁判所時報1770号３頁（三浦守裁判官の意見）。
13）竹中2010・188、197頁参照。
14）渋谷・463頁参照。
15）木下・307頁。
16）最大判・平成27年12月16日・民集69巻８号2427頁。
17）木村2021a・124頁。
18）竹中2010・188頁以下を参照。
19）渡邉2021a・29頁。
20）糖塚2019・218頁。
21）竹中2010・194頁参照。
22）最大判・昭和51年５月21日・刑集30巻５号615頁。
23）西山・10頁。
24）竹中2010・195頁。
25）最大判・昭和51年５月21日・刑集30巻５号615頁。
26）佐藤2008・231-232頁。佐藤2020・405頁では「親権者がその子をどのように教育するかの自由」とされている。
27）竹中2010・195頁。同196頁は、「親の子どもを養教育する自由」には「養教育内容の決定の自由」と「養教育方法の決定の自由」があるとする。
28）木村2021b・12頁。なお、憲法26条１項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定している。
29）学説状況については、米沢2016・170-172頁を参照。
30）最大判・平成27年12月16日・民集69巻８号2586頁、最大決・令和３年６月23日・裁判所時報1770号３頁。
31）最大決・令和３年６月23日・裁判所時報1770号３頁（三浦守裁判官の意見）参照。また、窪田2016・12-13頁、篠原2021・49頁も参照。
32）竹中2018・７頁。
33）小沢・87頁。
34）渡辺2016・103頁。
35）2015年の最高裁判決については、駒村2019・66頁以下及び67頁に掲げられた文献、竹中2018・１頁以下及び26頁の注（2）に掲げられた文献、田代2018・103頁以下及び104-105頁の注4に掲げられた文献を参照。2021年の最高裁決定については、石田・139頁、倉田・122頁、窪田2021・97頁以下、駒村2021・91頁以下、巻2021b・137頁、二宮2021a・２頁以下、二宮2021b・29頁以下を参照。

36）渡邉2021a・33頁。
37）札幌地判・令和３年３月17日・判例時報2487号３頁。
38）中岡・17頁。
39）中曽・86頁。もっとも、札幌地裁は、「同性間の婚姻や家族に関する制度は、その内容が一義的ではなく、同性間であるがゆえに必然的に異性間の婚姻や家族に関する制度と全く同じ制度とはならない（全く同じ制度にはできない）こと、憲法から同性婚という具体的制度を解釈によって導き出すことはできない」としている。これは、「婚姻の主要な効果とされる嫡出推定の規定が、自然生殖による懐胎のない同性カップルに適用され、同性の両親が生じることへの懸念があるためと推測」（渡邉2021b・103頁）されている。
40）毛利・127頁。札幌地裁判決については、加藤・19頁以下、棚村・137頁以下を参照。
41）渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査（https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kurashi/psinfo_202012.pdf〔2022年1月26日取得〕）。
42）2021年12月28日・朝日新聞朝刊・17面。
43）問題状況の概観として、井上2021d・436頁以下を参照。
44）民法819条２項は、「子が養子であるときは、養親の親権に服する」と規定している。なお、民法838条は、「未成年者に対して親権を行う者がないとき」（同条１号）、未成年者に対する「後見」を「開始」すると規定している。
45）民法821条は、「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない」と規定している。
46）民法822条は、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定している。
47）民法823条１項は、「子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない」と規定している。
48）民法824条は「親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない」と規定している。
49）佐藤2008・231-232頁。
50）竹中2010・195-196頁参照。
51）木村2021b・12、14-15頁参照。
52）篠原2019・100頁参照。
53）民法819条５項は、「協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる」と規定している。
54）https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei20/dl/02_kek.pdf（2022年１月26日取得）。
55）国家賠償法１条１項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定している。
56）東京地判・令和３年２月17日・裁判所ホームページ（2022年１月26日取得）。
57）ここでいう「人格的利益」について、東京地裁は、「子にとっては、親からの養育を受け、親との間で密接な人的関係を構築しつつ、これを基礎として人格形成及び人格発達を図り、健全な成長を遂げていき、親にとっても、子を養育し、子の受容、変容による人格形成及び人格発展に自らの影響を与え、次代の人格を形成することを通じ、自己充足と自己実現を図り、自らの人格をも発展させるという関係にある」としている。
58）すなわち、東京地裁は、「離婚をした父と母が、その両者の人間関係を、子の養育のために一定の範囲で維持したり、構築し直したりすることも可能であると考え」、「親権を失ったとしても、子の養育に関与し続けることが可能なものとなり、人格的な利益の制約が限定的なものにとどまる」とする。一方で、「そのような人間関係を維持したり、構築し直したりすることができない場合には、他方親からの同意が適時に得られないことにより親権の適時の行使が不可能となったり、同意をしないことにより親権の行使がいわば拒否権として作用するといった事態さえ招来しかねず、結局、子の利益を損なう結果をもたらすものといわざるを得ない」としている。
59）巻2021a・166頁。
60）佐藤2008・231-232頁。
61）竹中2010・195-196頁。
62）木村2021b・12、14-15頁。
63）巻2021a・166頁。
64）東京地裁判決の親権の捉え方は、篠原2019・100頁に相当するものである。
65）木村2020・121頁。
66）山口2021a・111頁。
67）井上2021b・113頁。
68）山口2021a・111頁。
69）なお、離婚後も共同親権制度を維持することの是非については、石塚・195頁以下を参照。
70）木村2021c・14頁参照。
71）井上2021a・102頁。
72）https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf（2022年１月26日取得）。
73）https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-odomokateikyoku/0000188169.pdf（2022年１月26日

取得)。なお、この調査はおおむね5年ごとに行われている。

74) https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/JPN/CRC_C_JPN_CO_4-5_33812_E.pdf（2022年1月26日取得)。

75) 東京地判・令和元年11月22日・判例時報2485号30頁。

76) 東京高判・令和2年8月13日・判例時報2485号27頁。

77) 祖父母の面会交流の申立てについて、最一決・令和3年3月29日・裁判所時報1765号4頁は、民法上の根拠条文がないことを理由に却下している。同決定については、山口2021b・109頁以下、羽生・168頁を参照。また、二宮2021c・2頁以下も参照。

78) この点、二宮2019・4頁は、面会交流権の主体を非親権者・別居親と子どもの双方の側から、「面会交流権」が憲法で保障された「人格権」であるとする。すなわち、子どもにとっては「親を知ること、親の援助を受けて自己の人格を形成すること」を通じて「自己のアイデンティティを確立するという人格的利益」、非親権者・別居親にとっては「子の成長を見守り、関わる」という「親としてのアイデンティティを確立するという人格的利益」、をそれぞれ保障するものであるとする。

79) 木村2019・29頁。

80) 森口＝鈴木・118頁。

81) 米沢1992・292頁。

82) 井上2021c・311頁、櫻井・123頁を参照。

83)「親子断絶防止法」については、渡辺2018・217頁以下を参照。

84) 木村2021a・54頁。

85) 安念1998・135頁。

86) 安念2002・23頁。

87) 安念1998・136頁。

88) 安念1998・137頁。

89) 安念1998・139頁。

90) 竹中2002・92頁。

91) なお、巻2022・117-118頁は、同性婚訴訟について、「物理的な不利益が生じない限り」、「平等違反とは判断されない可能性があり、『結婚の平等』を求める同性カップルの完全な救済にはならない」として、「平等単独戦略」の限界を指摘している。

92) 竹中2018・7頁。

93) なお、巻2022・118頁以下は、同性婚訴訟について、「結婚の権利という憲法上の実体的な権利に対する侵害として構成する」立場をとっている。

引用文献

1）安念潤司　憲法問題としての家族，ジュリスト，1022，48-51，1993

2）安念潤司　家族形成と自己決定，「岩波講座 現代の法14 自己決定と法」，129-145，岩波書店，1998

3）安念潤司　「人間の尊厳」と家族のあり方－「契約的家族観」再論，ジュリスト，1222，21-29，2002

4）羽生香織　父母以外の第三者による面会交流の申立ておよび監護者指定の申立て，法学教室，489，168-168，2021

5）井上武史　離婚した父母と子どもとの法的関係－夫婦の別れは親子の別れなのか？，法律時報，93（1），98-104，2021a

6）井上武史　山口コメントへの再応答，法律時報，93（2），113-114，2021b

7）井上武史　別居後の親子の面会交流権と憲法－面会交流立法不作為違憲訴訟の検討，法と政治，72（1），293-319，2021c

8）井上武史　親子の法的関係と憲法理論，大石眞先生古稀記念論集「憲法秩序の新構想」，436-452，三省堂，2021d

9）石田剛　夫婦同氏関連規定の合憲性，法学教室，493，139-139，2021

10）石塚理沙　離婚後の共同親権について－離婚後の子の養育の現状と共同親権に関する議論－，立法と調査，427，187-199，2020

11）加藤丈晴　同性婚をめぐる初の憲法判断とその影響，判例時報，2487，19-22，2021

12）木村草太　離婚後共同親権と憲法－子どもの権利の観点から，梶村太市＝長谷川京子＝吉田容子編著「離婚後の共同親権とは何か－子どもの視点から考える」，26-41，日本評論社，2019

13）木村草太　子どもの利益と憲法上の権利－人間関係形成の自由の観点から，梶村太市＝長谷川京子＝吉田容子編著「離婚後の子どもをどう守るか－「子どもの利益」と「親の利益」－」，120-131，日本評論社，2020

14）木村草太　憲法学者の思考法，青土社，2021a

15）木村草太　親の教育する権利と憲法（その1）－権利具体化法律としての親権法，書斎の窓，676，10-16，2021b

16）木村草太　親の教育する権利と憲法（その2）－婚姻・離婚と教育する権利の関係，書斎の窓，677，10-16，2021c

17）木下智史　第24条，木下智史＝只野雅人編「新・コンメンタール憲法」第2版，301-309，日本評論社，2020

18）倉田玲　婚姻届の夫婦同氏要件の合憲性，法学セミナー，801，122-122，2021

19）窪田充見　夫婦別姓，法学教室，429，8-14，2016

20）窪田充見　夫婦の氏のあり方をめぐる議論で問われているもの－民法750条に関する最大決令和3年6月23日を契機に，ジュリスト，1565，97-102，2021

21）駒村圭吾　夫婦同氏制の合憲性，長谷部恭男＝石川

健治＝宍戸常寿編「憲法判例百選Ⅰ」第７版，66-67，有斐閣，2019
22）駒村圭吾　褪色する“家族の肖像”と最高裁－夫婦同氏制合憲決定（最大決令和３年６月23日），ジュリスト，1565，91-96，2021
23）巻美矢紀　裁判上の離婚に伴う親権者指定の合憲性，法学教室，489，166-166，2021a
24）巻美矢紀　夫婦同氏制に関する民法750条・戸籍法74条１号の合憲性，法学教室，493，137-137，2021b
25）巻美矢紀　救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成－同性婚訴訟を手掛かりとして，法律時報，94（2），117-122，2022
26）毛利透　婚姻を異性間に限ることの合憲性，法学教室，492，127-127，2021
27）森口静一　監護者でない親と子の面接，東京家庭＝鈴木経夫　裁判所身分法研究会編「家事事件の研究１」，109-122，有斐閣，1970
28）中岡淳　同性間に婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定の合憲性，新・判例解説編集委員会編「新・判例解説Watch【2021年10月】」，15-18，日本評論社，2021
29）中曽久雄　同性婚と憲法，ジュリスト，1561，82-87，2021
30）二宮周平　面会交流の権利性－人格権的構成（３・完），戸籍時報，789，2-9，2019
31）二宮周平　夫婦同氏制の憲法適合性～令３〔2021〕.6.23大法廷決定と違憲判断をした裁判官の見解，戸籍時報，814，2-10，2021a
32）二宮周平　民法750条（夫婦同氏制）と憲法，法学館憲法研究所報，24，29-54，2021b
33）二宮周平　祖父母と孫の面会交流，戸籍時報，818，2-10，2021c
34）西山千絵　憲法学にとっての子ども期と個人－「子どもの権利」の課題と現状を考える，法学セミナー，802，6-11，2021
35）糖塚康江　「憲法と家族法」関係論－辻村憲法24条論の問題提起を受けて，辻村みよ子先生古稀記念論集「憲法の普遍性と歴史性」，195-219，日本評論社，2019
36）糖塚康江　私的領域の変容と縮小社会における憲法学の課題－自律する＜私＞／つながる＜私＞／ささえる＜私＞，公法研究，82，51-72，2020
37）小沢春希　国内外における夫婦の氏に関する制度と選択の状況，レファレンス，848，85-109，2021
38）櫻井智章　面会交流権の憲法上の権利性，法学教室，474，123-123，2020
39）佐々木くみ　婚姻の自由の憲法理論的研究に関する覚書，辻村みよ子先生古稀記念論集「憲法の普遍性と歴史性」，173-194，日本評論社，2019
40）佐藤幸治　現代国家と人権，有斐閣，2008
41）佐藤幸治　日本国憲法論 第２版，成文堂，2020
42）渋谷秀樹　憲法 第３版，有斐閣，2017
43）篠原永明　親権制度とその周辺－憲法24条の観点からの分析－，甲南法学，59（3・4），91-121，2019
44）篠原永明　夫婦同氏制と憲法24条，法学セミナー，799，45-52，2021
45）初宿正典　憲法２ 基本権 第３版，成文堂，2010
46）曽我部真裕　憲法24条と婚姻の自由，法学教室，487，100-108，2021
47）高井裕之　関係的人間像に基く法理論の可能性，法社会学，45，261-265，1993
48）竹中勲　婚姻の自由と夫婦同氏強制制度の合憲性，ジュリスト，1234，88-94，2002
49）竹中勲　憲法上の自己決定権，成文堂，2010
50）竹中勲　民法750条違憲訴訟の再開の必要性，同志社法学，69（4），1-37，2018
51）棚村政行　国内初！同性婚違憲訴訟判決の解説と社会・企業への影響，ビジネス法務，21（11），137-141，2021
52）田代亜紀　夫婦同氏制度と「家族」についての憲法学的考察，早稲田法学，93（3），103-126，2018
53）田代亜紀　憲法学における「家族」の位置づけに関する一試論，辻村みよ子先生古稀記念論集「憲法の普遍性と歴史性」，221-240，日本評論社，2019
54）渡邉泰彦　同性カップルによる婚姻・家族，法学セミナー，799，29-36，2021a
55）渡邉泰彦　婚姻から生じる法的効果の享受＝同性婚？（結婚の自由をすべての人に北海道訴訟事件第一審判決），新・判例解説編集委員会編「新・判例解説Watch【2021年10月】」，101-104，日本評論社，2021b
56）渡辺康行　憲法判例のなかの家族－尊属殺重罰規定違憲判決と婚外子法定相続分規定違憲判決，駒村圭吾編著「テクストとしての判決－「近代」と「憲法」を読み解く」，69-108，有斐閣，2016
57）渡辺義弘　「親子断絶防止法」の立法化がもたらす危惧は何か，梶村太市＝長谷川京子＝吉田容子編著「離婚後の子の監護と面会交流－子どもの心身の健康な発達のために－」，217-246，日本評論社，2018
58）山口亮子　離婚した父母と子どもの法的関係－井上報告へのコメント，法律時報，93（2），109-112，2021a
59）山口亮子　祖父母が子との面会交流を申し立てることを否定した事例，新・判例解説編集委員会編「新・判例解説Watch【2021年10月】」，109-112，日本評論社，2021b
60）米沢広一　子ども・家族・憲法，有斐閣，1992
61）米沢広一　憲法と教育15講 第４版，北樹出版，2016

Constitutional issues regarding an intimate “tsunagari”

Norihisa ASADA

Abstract：This note presents constitutional issues regarding an intimate “tsunagari.” The Japanese Constitutional Law protects the intimate “tsunagari,” spiritual “tsunagari,” labor’s “tsunagari,” etc. This note examines the constitutional issues surrounding an intimate “tsunagari” among opposite sexes, “tsunagari” among people of the same sex, and “tsunagari” in a parent-child relationship. Lastly, it refers to two approaches on these issues, pointing out positive activities of the *Equality under the Law* of The Japanese Constitutional Law § 14.

Keywords：Intimate “tsunagari” among people of the same sex, “tsunagari” among people of the opposite sex, “tsunagari” between parent and child, constitutional law.